

アットユーネット・WEB明細ご利用特約

新旧対比表（抜粋）

改定前	改定後
<p>第5条（書面による方法への変更）</p> <p>会員はいつでも、当社所定の方法で申し出ることにより、通知方法を電磁的方法に代えて書面による送付の方法に変更することができます。</p>	<p>第5条（書面による方法への変更）</p> <p>会員はいつでも、当社所定の方法で申し出ることにより、通知方法を電磁的方法に代えて書面による送付の方法に変更することができます。<u>なお、この場合当社所定の発行費用をご負担いただく場合があります。</u></p>
<p>第9条（WEB明細の利用の中止等）</p> <p>1.会員がWEB明細の利用の中止を希望するときは、当社が指定する方法により届け出るものとします。</p> <p>2.カードの退会や、信用状態が著しく悪化した場合等、当社がWEB明細の利用を認めないと判断したときは、当社は会員に対し、別途その旨を通知することなく、いつでも、WEB明細の利用を認めないものとします。</p>	<p>第9条（WEB明細の利用の中止等）</p> <p>1.会員がWEB明細の利用の中止を希望するときは、当社が指定する方法により届け出るものとし、<u>以降のご利用明細書は郵送で送付するものとします。この場合当社所定の発行費用をご負担いただく場合があります。</u></p> <p>2.カードの退会や、信用状態が著しく悪化した場合等、当社がWEB明細の利用を認めないと判断したときは、当社は会員に対し、別途その旨を通知することなく、いつでも、WEB明細の利用を認めないものとします。</p>
<p>2010年8月改定</p>	<p><u>2021年7月改定</u></p>

下線部は改定部分を示します。